

町議会だより

町議会3月定例会が3月2日から11日までの日程で開催され、下記のとおり可決されました。

1. 平成27年度一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,508万6千円を追加し、予算総額を70億7,904万9千円としました。

2. 平成27年度特別会計補正予算

	補正額	補正後の予算額	主な歳出補正の内容
国民健康保険	△5,190万6千円	14億5,590万3千円	退職被保険者等療養給付費 △3,900万円
介護保険	156万6千円	12億560万4千円	介護給付費準備基金積立金 151万5千円
公共下水道事業	△98万3千円	4億8,475万9千円	最上川流域下水道事業(山形処理区)建設負担金 △136万5千円

3. 条例の制定

- ・中山町行政不服審査法の施行に関する条例の設定
- ・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する情報の設定
- ・中山町課設置条例の一部を改正する条例の制定
- ・中山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・中山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
- ・中山町小・中学校施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定
- ・中山町町税条例の一部を改正する条例の制定
- ・中山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・中山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・中山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定
- ・中山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定
- ・中山町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

4. 町道の廃止・認定

向新田3号線(中山町大字向新田字向野388番~36番3)を廃止し、向新田3号線(中山町大字向新田字向野386番1~36番3)を新たに町道に認定する。町道士橋三郷線(中山町大字土橋字浦山1317番4~中山町大字土橋字鬼ヶ沢862番2)を廃止し、新たに土橋三郷線(中山町大字土橋字浦山1317番4~中山町大字土橋字天郷1060番2)を新たに町道に認定する。

5. 議会広報常任委員会委員の選任

村山 隆(委員長)、堀川政美(副委員長)、鎌上 徹、佐東幸治、佐竹英規

6. 町教育委員会教育長の任命について

町教育委員会教育長に秋葉秀出男氏(落合)を任命することに同意しました。

7. 意見書の提出

T P P「大筋合意」を撤回し、批准しないことを求める意見書

一般質問

堀川 政美 議員



①中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第5次中山町総合計画・後期5か年基本計画について

問 「中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「第5次中山町総合計画・後期5か年基本計画」について伺いたい。
1. この2つの計画はどのような位置関係にあるのか。また、その推進方法は。
2. (1)総合戦略に掲げる事業は、全事業を実施する考えなのか。また、その事業費等の見込みは。
(2)新年度予算において人口減少対策である「定住促進」や「子育て支援」策として、どのような事業を考えているのか。また、これらの対策が最も効果が期待される重要事業と考えるがどうか。
(3)総合戦略の重点プロジェクトの中で、道の駅の整備とあるが、それは実現する考えな

のか。また、ひまわり温泉に露天風呂の新設とあるがいつ頃を想定しているのか。
3. それぞれの計画の事業実施は、いつ公表されるのか。また、それは年次別(計画期間である5か年)に示されるのか。
4. 実質公債費比率(※1)について、総合計画の前期計画では目標値を掲げていたが、後期計画からその項目が削除されたのはなぜか。また、中長期的な財政計画があつて始めて計画性をもって各種事業を実現できるものと考えているか。
※1 実質公債費比率とは、町の収入に対する負債返済の割合。実質公債費比率が18%以上で、新たな借金をするのに国や都道府県の許可が必要になる。
5. 計画では「インフラ整備、道の駅など」大事業が目白押しであり、事業運営次第では今後の財政運営が懸念される。以上のことから、次の4点について伺いたい。
(1)今後5か年の最優先事業として、どのような事業を実施するのか。
(2)それらの大事業を実行した場合、5年後の実質公債比率はどのくらいになるのか。
(3)中学校改築事業にかかる起

債償還はいつから始まり、ピークは何年で、何%くらいになるのか。
(4)現在の実質公債費比率10.2%(平成26年時点)から起債許可団体となる18%になるまでどのくらい余裕があるのか。
答 1. 「総合計画」は、町の計画として最も上位に位置するものであり、自治体経営を進めていく上での基本的な指針となるものです。一方、「中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口減少対策として今後5か年の基本目標や具体的な施策等を示したものであり、第5次中山町総合計画・後期5か年基本計画の中における個別の計画という位置関係にあります。推進方法ですが、第5次中山町総合計画・3か年実施計画において、後期5か年基本計画に掲げた主要な施策の中から優先順位を検討の上、事業化します。
2. (1)計画期間である平成27年度から平成31年度の5か年の期間中に、すべて実施に向けて、取り組んでまいります。次に事業費ですが、総合戦略では事業の骨格しか規定していませんので、個別の事業費積算は実施していません。

(2)「定住促進」関係では、先導的官民連携支援事業(※2)、立地適正化計画策定事業(※3)などが、「子育て支援」関係では、第3子に対する保育料の無料化、小児おたふくかぜ・小児インフルエンザ予防接種補助事業などが新たに事業化されています。ご指摘のとおり、これらの対策は、人口減少対策として最も効果が期待できる事業と考えています。
(3)先導的官民連携支援事業の検討結果等を踏まえながら、5か年の計画期間内に道の駅整備計画の策定に取り組む方針であります。また、ひまわり温泉の露天風呂の新設等については、ひまわり温泉活性化計画並びに先導的官民連携支援事業の検討結果等も踏まえながら5か年の計画期間内に事業化を検討してまいります。
※2 先導的官民連携支援事業とは、「中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクト並びに主要な事業の一部について、国土交通省より官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査費用の支援を受けるもので、官民連携事業に係る具体的な案件の形成等を推進する

ための事業のこと。
※3 立地適正化計画策定事業とは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて居住機能や土地機能の誘導によりコンパクトシティに向けた取組を図るための計画策定事業のこと。
3. 町報4月号に掲載する方法等によりお知らせします。なお、年次別での公表については、不確定な要素が多分にありますので、公表は困難であります。
4. 起債許可団体でなくなり健全経営団体となったことや、平成32年度までの状況を維持できる見込みであることから削除したものです。また、総合計画はまちづくりの指針となるものであり、事業の制度設計や事業費の積算ができていない段階では財政計画に反映させることは困難であります。
5. (1)質問2中(2)で述べた事業などを、優先順位や予算規模なども含め検討しながら実施していきます。
(2)起債の種類、償還期間や地方交付税等の状況によって大きく左右されるものであり、事業費等の決まっていらない段階では正確な数値は出せません。